

# 人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所  
 所長 金丸 憲史  
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号  
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527  
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

## CONTENTS

page	
1	独禁法・下請法・労働関係法の適用関係を明らかにフリーランス保護のためガイドライン策定
2	<b>特集</b> 対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？ <b>算定基礎届の提出時期になります</b>
4	<b>TOPICS</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就業形態の多様化に関する総合実態調査</li> <li>●職業安定法の指針改正 就職お祝い金を禁止</li> <li>●「クールワークキャンペーン」 7月は熱中症になりやすい</li> <li>●配偶者手当のあり方について労使で検討を</li> </ul>
6	すっきりわかる。社会保険 パートタイマーの算定基礎届
7	人事労務の法律ミニ教室 パワハラ防止措置、何をすればいいの？
8	緊急事態に備えてますか？ クラウドサービスのメリット・デメリット
8	労務ひとこと 中途採用比率の公表、Q&A で具体的な取り扱いを示す

## 独禁法・下請法・労働関係法の適用関係を明らかに フリーランス保護のためガイドライン策定

政府は3月26日、成長戦略実行計画にもとづき、フリーランスとして働く人を保護するためのガイドラインを策定・公表しました。

\* \* \* \* \*

ITエンジニアや食料品の配達員など、組織に属さずフリーランスとして働く人が増えています。こうした中、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスとの取り引きについて、独占禁止法、下請法、労働関係法令の関係を明らかにし、問題行為を明確化するガイドラインが策定されました。

### フリーランスの定義

ガイドラインでは、フリーランスを

「実店舗がなく雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義し、発注者が事業者であれば独占禁止法や下請法\*が適用されるとしています。

\*下請法は発注者が資本金1,000万円超の事業者の場合に適用

### 問題となる行為

たとえば、正当な理由もなく一方的に発注を取り消したり報酬を減額すること、成果物の受領拒否をすることなどは、優越的地位の濫用にあたるとしています。

また、優越的地位の濫用を防ぐためにも、発注時の取引条件を明確にする

書面を交付することを求めています。

### 労働基準法が適用されることも

本来、フリーランスは労働者ではないため労働基準法など労働関係法令は適用されません。

しかし、業務委託契約を結んでフリーランスとして仕事をする場合であっても、働き方の実態が「労働者」と判断されれば労働関係法令が適用されます。

人件費削減のために、正社員などを残業代や社会保険料のかからない業務委託契約に転換させる企業もありますが、実態が労働者であれば労働基準法違反となることがあるため注意が必要です。